

## 阪神水道企業団公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和3年度及び令和4年度において、阪神水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事、測量及び設計等の委託、物品の買入れ等並びに役務の提供に係る競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格審査の申請時期及び申請方法等について、次のとおり公告する。

令和2年10月1日

阪神水道企業団  
企業長 吉田延雄

### 1 申請者の資格

- (1) 自治令第167条の4第1項（自治令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 自治令第167条の4第2項（自治令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者でないこと。
- (3) 令和2年11月1日（以下「基準日」という。）の前日までに引き続き2年以上その営業に従事している者であること。ただし、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合等（以下「事業協同組合等」という。）にあっては、その構成員である組合員等が基準日の前日までに、引き続き2年以上その営業に従事している者であること。
- (4) 工事請負については、基準日の前日までに建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている者及び平成28年6月1日改正後の制度に基づく同法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受け、同法第27条の29第1項の規定による総合評価値の通知を受けている者であること。
- (5) 測量業にあっては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項に定める登録を受けている者であること。
- (6) 建築設計業にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に定める登録を受けている者であること。
- (7) その他法令等による許可等が必要な業務にあっては、当該許可等を有している者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者でないこと。
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 次のいずれかに該当する者
    - (7) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
    - (4) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加

- える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- (㊦) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - (㊧) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (㊨) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (9) 前記(8)ア及びイに該当する者の依頼を受けて資格審査の申請をしようとする者
- (10) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。））又は地方税（法人事業税又は市町村民税）を完納している者であること。

## 2 申請書の交付

### (1) 交付方法

ア 企業団ホームページからダウンロードすること。

【ホームページアドレス <https://www.hansui.org/>】

イ 阪神水道企業団総務部総務課契約係にて交付

### (2) 交付期間

(ア、イ共通) 平成2年10月1日(木)から令和2年12月28日(月)まで

(イのみ) 午前9時00分から午後5時00分まで（午前11時30分から午後1時30分を除く。）ただし、土曜、日曜及び祝日は除く。

## 3 申請書の提出要領

### (1) 提出方法

郵送により提出すること。ただし、簡易書留、特定記録郵便又はレターパックによるものとする。

(宛先)

〒658-0073

神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

阪神水道企業団 総務部総務課契約係宛

「令和3・4年度競争入札参加資格審査申請書在中」と朱書きすること。

### (2) 提出期間

令和2年11月2日(月)から令和2年12月28日(月)当日消印有効分まで

## 4 提出書類

申請書類は、A4縦型のフラットファイルに下記イからネの順に1部ずつ綴り（左綴）提出すること。

また、下記ウ、シ、ス、タ及びトの書類については、提出するものについて、別にもう1部ずつ用意し（複写機による写し可）、ウからトの順にまとめ、左側にパンチ穴を2つ開けたうえ、フラットファイルに綴じずに同封すること。

### (1) 全ての申請者に提出が必要な書類

ア A4縦型のフラットファイル（会社名を表紙及び背表紙に記入すること。色は問わない。）

- イ 競争入札参加資格審査申請書【企業団独自様式】
- ウ 登録業者整理票その1【企業団独自様式】
- エ 法人の場合 登記簿謄本・登記事項に関する履歴事項全部証明書（令和2年8月1日以降に発行されたもの）  
個人の場合 新規申請者に限り身分証明書
- オ 印鑑証明書（令和2年8月1日以降に発行されたもの）
- カ 委任状【企業団独自様式】
- キ 使用印鑑届【企業団独自様式】
- ク 財務諸表（基準日直前1年の事業年度の貸借対照表及び損益計算書）
- ケ 納税証明書（基準日直前1年のもの）
- コ 口座振替申出書【企業団独自様式】（継続して申請する申請者も提出すること。）
- サ 官製はがき（審査承認の通知用はがき）
  - (7) 表面（切手のある面）に送付先住所、会社名及び担当者名を記入し、裏面（切手のない面）は空白にすること。
  - (i) 資格審査終了後、令和3年2月中に発送する。
  - (ii) はがきのみ受け付ける。（封書等については、対応不可）
- (2) 建設工事の入札に参加を希望する場合に(1)に加えて提出が必要な書類
  - シ 登録業者整理票その2（建設工事）【企業団独自様式】
  - ス 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（希望する建設工事の種類を4つまで赤○で囲むこと。ただし、完成工事高があるものに限る。また、「その他の審査項目（社会性等）」にある「雇用保険加入の有無」及び「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」について、いずれかが「無」となっている評価結果での申請は受理しないので注意すること。）
  - セ 建設業の許可通知書又は許可証明書
  - ソ 工事経歴書
- (3) 測量・建設コンサルタント等の入札に参加を希望する場合に(1)に加えて提出が必要な書類
  - タ 登録業者整理票その2（測量・建設コンサルタント等）【企業団独自様式】
  - チ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書
  - ツ 測量等経歴書
  - テ 技術者経歴書
- (4) 物品供給・製造・その他の入札に参加を希望する場合に(1)に加えて提出が必要な書類
  - ト 登録業者整理票その2（物品供給・製造・その他）【企業団独自様式】
  - ナ 営業に関し、法律上必要とする許可書等
  - ニ 代理店（特約店）証明書（メーカー押印のこと。）
  - ヌ 営業経歴書
  - ネ 特許権、実用新案権等の参考資料

※ エ、オ、ク、ケ、ス、セ、ソ、チ、ツ、テ、ナ、ニ、ヌ及びネの書類については、複写機による写しをもって代えることができる。

※ 事業協同組合等の場合は、上記の書類に加えて、官公需適格組合証明書、官公需共同受注規約、役員名簿、組合員名簿及び定款を提出するものとし、この場合複写機による写しをもって代えることができる。

## 5 受付及び通知

(1) 申請書類は、郵送での受付を原則とするが、持参した場合は郵送と同様の扱いとする。

(2) 3(2)提出期間以降の追加受付は行わない。

(3) 審査承認の通知は、資格審査終了後、令和3年2月中に、はがきの返送をもって行うものとする。

また、受付印が必要な場合は、審査承認通知用はがきとは別に返信用はがきを同封すること。

なお、封書等については対応不可とする。

※はがきの同封がない場合は、通知不用とみなし通知しないので注意すること。

## 6 問い合わせ先

神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

阪神水道企業団 総務部総務課契約係

電話番号 078-431-1902（契約係直通）

午前9時00分から午後5時00分まで（午前11時30分から午後1時30分を除く。）  
ただし、土曜、日曜及び祝日は除く。